

「情報公開文書」

受付番号：2018-4-061

課題名：データ関連人材育成プログラム 医療・創薬データサイエンスコンソーシアム 東北メディカル・メガバンク計画の大規模データによる研修プログラムの共同開発

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構・特任教授・田中博

1. 研究の対象

試料・情報の採取および取得期間 西暦 2013 年 05 月～2017 年 03 月
本計画コホート調査参加者

2. 研究目的・方法

【研究期間】

西暦 2018 年 10 月（倫理委員会承認後）～ 西暦 2019 年 3 月

【研究目的】

ビッグデータ・人工知能などの「新しいデータサイエンス」を根底から理解するとともに、それらを医療・ヘルスケア・創薬に最も適した形で応用する能力を有する人材を育成するため、文部科学省 データ関連人材育成プログラムの事業を受託して、医療・創薬データサイエンスコンソーシアムの一環として人材育成プログラムを研究開発する。

【研究の方法】

(1) データサイエンス研修プログラムの研究開発

本研究では、医療・創薬データサイエンスコンソーシアムにおける人材育成プログラムの一環として、東北メディカル・メガバンク計画(TMM)の地域住民コホート特定健診相乗り型の 2.3 万人の前向きゲノムコホートの大規模データを使用したデータサイエンス研修プログラムを、東京医科歯科大学と共同で研究開発する。研修プログラムで実習する内容は、ゲノムワイド関連解析(GWAS: Genome-Wide Association Study)等であり、あらかじめ決められた内容とし、実習により得られる解析結果は想定された解析結果のみである。

(2) 研修プログラムの評価

研究開発した研修プログラムは、実際に、東北大学東北メディカル・メガバンク棟 (ToMMo 棟) における 2 日間にわたる研修で用いて、評価する。別添の研修アン

ケートを用いて、受講生による研修プログラムの評価を受け、これを用いて評価する。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：平成 25 年度リクルートの成人 2.3 万人の SNP アレイ情報と関連する健康調査情報 (TMM 23K)

4. 外部への試料・情報の提供

東京医科歯科大学に対して、共同研究として情報を提供する。ただし、提供した情報は東北大学東北メディカル・メガバンク機構のスーパーコンピュータ上で取扱う。

5. 関係研究組織

東京医科歯科大学 田中 博

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合